

## 愛媛県奨学資金貸付金回収業務委託仕様書

### 1 業務名

愛媛県奨学資金貸付金回収業務

### 2 業務の趣旨・目的

愛媛県奨学資金貸付金返還金の未収金の回収について、専門的な知識等を有する事業者  
に委託することで、未収金の効果的な収納を図る。

未収金の回収に当たっては、委託債権の借受人、連帯保証人及び保証人（以下「債務者  
等」という。）の生活状況等に十分配慮しながら適切に実施する。

### 3 委託業務の内容

#### (1) 貸付金の概要

ア 経済的理由により修学が困難な者に対し、修学に係る経済的負担の軽減を図ること  
を目的とする貸付金

イ 利子は無利子

ウ 借主は高等学校生・大学生本人（ただし、大学生については平成 17 年度以前入学）  
また、連帯保証人を 1 名設定（ただし、平成 16 年度以前の貸与者においては連帯保  
証人 1 名と併せて保証人を 1 名設定）

エ 償還期間は、貸与終了後 6 月の据置期間経過後、15 年以内

#### (2) 業務を委託する債権

委託期間において愛媛県（以下「県」という。）が指定するもの

ア 過年度滞納債権 3 年以上が経過する債務者等の滞納債権

イ アの滞納債権を有する債務者等に係る 3 年未満の過年度滞納債権

ウ 委託歴のある債務者等の新たな過年度滞納債権

令和 6 年度委託（予定）債権

約 177,000,000 円（約 500 人）

（令和 6 年 5 月 20 日時点。契約締結までに金額等の変動あり。）

#### (3) 委託業務の内容

ア 催告業務

(ア) 委託債権の債務者等に対し催告文書を送付すること。

(イ) 債務者等に積極的に架電すること。

(ウ) 必要に応じて債務者等を訪問すること。

ただし、必ずしも債務者等の全員を訪問する必要はなく、訪問の必要性の判断は受  
託者に一任するものとする。

## イ 調査業務

- (ア) 債務者等の住所等について、委託時からの異動状況を的確に把握すること。
- (イ) 必要に応じて債務者等を訪問し、債務者等の状況を的確に把握すること。
- (ウ) 調査の結果、回収不能と判断する債務者等については、県に調査内容を記載した調査報告書を提出すること。

## ウ 相談業務

- (ア) 債務者等から納付等に関する相談を受けた場合は、債務者等の状況を考慮のうえ、真摯に対応すること。
- (イ) 分納の相談を受けた際は、その可否について適宜判断のうえ、対応すること。

## エ 収納業務

- (ア) 受託者は、本業務専用の決済用預金口座を金融機関で開設し、回収した未収金を適切に保管すること。また、債務者等が金融機関へ振り込む場合の受取用口座も当該口座とすること。なお、本委託契約終了後は当該口座を閉鎖すること。
- (イ) 債務者等から受託者へ納付する際に、振込手数料が発生する場合は、債務者等の負担としても差し支えない。
- (ウ) 債務者等からの未収金の収納を確実に正確に行うこと。
- (エ) 債務者等から現金を領収する場合には、必ず領収書を交付すること。
- (オ) 債務者等が分納を希望する場合は、入金予定時期の管理及び入金状況の把握を的確に行うこと。

## オ 払込業務

- (ア) 回収した未収金は、毎月ごとに1日から15日までの収納分を15日から起算して7日（日曜日及び土曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日を除く。以下、この項において同じ。）以内に、16日から月末までの収納分を月末から起算して7日以内に、県が送付する払込書により払い込むこと。なお、手数料が発生する場合は受託者が負担すること。
- (イ) 契約期間終了後に未収金が回収された場合は、直ちに県に報告のうえ、上記（ア）の方法により払い込むこと。なお、この場合における委託料及び振込手数料は支払わないものとする。

## カ 報告業務

### (ア) 払込内訳報告書

オ（ア）により、回収した未収金を払い込んだときは、払込書兼領収書の写し及び払込内訳報告書を、電子媒体により、その都度、速やかに提出すること。

### (イ) 委託業務報告書

受託者は、委託業務報告書として、月末時点における次に掲げる状況について、翌月10日までに、電子媒体により提出すること。

- ・ 未収金の収納状況
- ・ 債務者等への催告等の状況

- ・ 新たに判明した債務者等に係る情報（住所・改姓・電話番号・勤務先など）
- ・ その他、トラブル、苦情等の発生状況など

(ウ) 委託業務精算書

受託者は、各月の業務完了後に、委託業務精算書を作成し、翌月 10 日までに、書面で提出すること。

(エ) 随時報告

次に該当する場合には速やかに県へ報告すること。

- ・ 債務者等の状況等について、県が個別に照会した場合
- ・ その他、県に報告しなければ回収業務に支障を来すおそれがある場合

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年〇月〇日まで（3 年間）

#### 5 委託料

(1) 委託料の金額

本業務の遂行により県に納付された額に、成功報酬の割合を乗じて積算した額（1 円未満の端数切捨て）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

また、契約期間中、債務者等が県に現金を直接持参した場合や県が発行した納入通知書により納付した場合は、受託者の成功報酬に含むものとする。

なお、委託料は、年度ごとに、県及び受託者が協議にうえ上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を定めるものとする。

(2) 委託料の支払い方法

委託料の支払いは、県が、3 (3) カ(ウ)による委託業務精算書の検査実施後、契約書に基づく適法な請求書を受理した日から 30 日以内に受託者指定の金融機関の口座に振り込むものとする。

#### 6 回収対象者

委託債権の借受人、連帯保証人及び保証人

※ただし、保証人については、共同保証人の分別の利益が存在する。(民法第 456・427 条)  
(各保証人が全額を弁済すべき旨の特約はなし。)

#### 7 受託者に提供する個人情報の範囲

(1) 受託者が本業務を遂行するに当たって、県が提供する個人情報の提供範囲は次のとおりとする。

ア 奨学生番号

イ 借入額・滞納金額

ウ 奨学生の氏名（漢字・カナ）・性別・生年月日・県が把握している住所及び電話番号

エ 連帯保証人の氏名（漢字・カナ）・県が把握している住所及び電話番号

オ (保証人がいる場合) 保証人の氏名 (漢字・カナ)・県が把握している住所及び電話番号

なお、県から個別の債務者等について、回収業務における条件を付したり、指示する場合がある。

(2) その他

受託者が行う回収業務が円滑に進められるよう、受託者から上記以外の情報提供を求められた場合には、県は、当該業務の遂行に必要と認められる範囲で情報を提供するものとする。

8 業務実施体制等

(1) 業務責任者等の配置

本事業の進捗を管理する業務責任者を1名配置すること。

また、本契約に係る会計、人事管理等庶務に関する担当者を明確にしておくこと。

なお、業務責任者との兼務は妨げない。

(2) 実施体制及び業務実施計画書の作成

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施体制及び業務実施に係る計画書を作成し、提出すること。

(3) 現地訪問従事者の承諾等

受託者は、直接雇用している者のうちから現地訪問に従事する者を選任し、県の承諾を得なければならず、変更又は追加する場合も、同様とする。

9 執行の適正を期するための検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は、事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

10 関係書類等の整備

受託者は、本委託業務に関する関係帳簿類を整備し、業務終了後5年間保管すること。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者として良識ある行動と善良なる態度で業務を実施するとともに、債権管理回収関係法令を遵守すること。

(2) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、本業務を実施するに当たり、合理的に必要な範囲内において、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(3) 個人情報保護

受託者は、委託業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合には、関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 奨学金制度の十分な理解

受託者は、愛媛県奨学資金貸与条例（昭和 36 年条例第 6 号）、その他本県の奨学金制度について、十分に理解したうえで、業務を遂行すること。

12 その他の留意事項

本仕様書に定めのないものは、企画提案書の提案内容を踏まえ、県及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

また、業務の実施に当たっては、県と十分協議したうえで行うこととする。

【参考】

令和6年度委託（予定）債権及び借受人の人数

区 分	滞納金額(円)	人数	備 考
① R2以前の滞納債権のあるものの滞納債権全額	175,000,000	470	滞納金額には、R2～R5 調定分を含む。
② ①のうち、委託中の債権	151,000,000	415	
③ ①のうち、②の委託中のものの新たな過年度滞納債権	11,700,000	160	R5 調定分 (人数は②の内数)
④ 委託債権完済者の新たな過年度滞納債権	2,000,000	30	R5 調定分
⑤ 追加委託債権 ③+④	13,700,000	190	※人数は②との重複あり
⑥ ①のうち、新規委託債権	11,200,000	50	※R5 調定分含む。
<b>R6 年度 委託予定額 ①+④</b>	<b>177,000,000</b>	<b>500</b>	
① 3年以上経過した債権	105,000,000	230	最終入金日から3年が経過するもの ※納入期限から3年以内の金額を含む。 ※R5 調定分含む。 ※委託中債権含む。
② 3年未満の債権	70,000,000	240	最終入金日から3年以内のもの ※納入期限から3年以上の金額を含む。 ※R5 調定分含む。 ※委託中債権含む。
③ 初委託債権 ④+⑥	13,200,000	80	※委託債権完済者を含む。
④ 委託中債権 ②+③	162,700,000	575	委託中のものの滞納額全額 ※R5 調定分含む。

※令和6年5月20日時点。

契約締結までに金額等の変動あり。